

主 査 供 係 課 部 助 長 役 長 長 長 長 長

文書分類 - -
保存期間 永 10 5 3 1

中国電発広原第12号
平成10年1月30日

森田 隆朝 様
米子市長
森田 隆朝 様

中国電力株式会社
取締役社長
高 須 司



島根原子力発電所に係る安全協定について(回答)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当社事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成9年12月17日付、発米総第116号により、貴職からお申し入れのありました件につきましては、下記のとおり回答申し上げます。

記

島根原子力発電所の安全協定については、平成8年12月2日付、中国電発広第42号で回答申し上げたとおり、異常時の連絡や増設計画の事前了解を含む安全協定は立地自治体である島根県および鹿島町と、また異常時の連絡の取り決めは立地自治体の他、防災上の観点から万一の事故を想定して予めの対策や速やかな対応が必要な範囲として国が定めている8~10km以内に位置し、隣接自治体である松江市、島根町と締結しております。

この範囲を超える地域につきましては、一般防災の延長線上での対策が可能であり、予めの原子力防災の対策は不要と考えられております。

昨年は、動力炉・核燃料開発事業団のアスファルト固化処理施設の火災爆発事故や放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理問題、更に原子力発電所の配管溶接部の熱処理温度記録の疑義等がありましたが、いずれも原子力発電所の安全性に影響を与えるものではなく、防災上の観点からも見直しが必要なものとは考えておりません。

従いまして、今日においても安全協定等の締結の範囲を拡大することは考えておりませんので、何卒ご賢察のうえご了承賜りますようお願い申し上げます。

なお、貴市の住民の皆様にご理解とご安心をいただけるよう、当社は島根原子力発電所の安全・安定運転を図るとともに、広報活動のより一層の充実に今後とも努めてまいり所存であります。



以上